

成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託取消し申立書の作成要領

成年被後見人に宛てた郵便物等を成年後見人に配達すべき旨の嘱託（回送嘱託）の審判があった後、①当初別居していた成年後見人と本人が回送嘱託期間中に同居することになった場合、②回送嘱託期間中に成年後見人が辞任することになった場合は、回送嘱託の取消しの申立てをして審判を得る必要があります。

1 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託（回送嘱託）の取消しをする必要がある場合は、家庭裁判所に対し、次の各書類を提出して行ってください。

- (1) 成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託の取消し申立書
- (2) 収入印紙 800円（申立書貼付、書式末尾に記載例あり）
- (3) 郵便切手 82円×2枚

※ 郵便物等の回送を受けている成年後見人以外の方が申立てをする場合は、1072円（内訳：500円×2枚、52円×1枚、20円×1枚）を加算してください。

※ 成年後見人が複数の場合は、成年後見人が1人増えるごとに1072円（内訳は上記のとおり）を加算してください。

※ 嘱託先が複数の場合は、嘱託先が1増えるごとに82円を加算してください。

- (4) 回送嘱託審判後に申立人又は本人の住所が変わった場合は、住民票の写し
- (5) 回送嘱託審判後の事情変更を疎明する資料

※ 当初別居していた本人と成年後見人（郵便物等の回送を受けている方）が嘱託期間中に同居するに至ったことを理由として本件申立てをする場合には、上記の住民票の写し以外の資料の提出は原則不要です。

※ 嘱託期間中に成年後見人（郵便物等の回送を受けている方）が辞任予定となったことを理由として本件申立てをする場合には、辞任許可申立書の添付資料を引用する扱いで差し支えありません。

※ 申立後に追加資料の提出を求められることがあります。